資料－７

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく
雄物川水系の減災に係る取組方針
（案）



平成29年7月洪水　雄物川右岸（大仙市間倉地区）

令和８年〇月〇日

雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

【雄物川水系】
秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村、
秋田県、農林水産省東北農政局、国土交通省東北運輸局、秋田地方気象台、
東日本旅客鉄道（株）、東北電力(株)、国土交通省東北地方整備局

1. はじめに

雄物川水系では、昭和 22 年 7 月に戦後最大の洪水が発生し、沿川市町村の中心部を含む流域平地部の 60%が氾濫域となる甚大な浸水被害が発生した。

また、昭和 62 年 8 月の洪水では、旧神岡町（現大仙市）や旧西仙北町（現大仙市）などで家屋や農地、主要道路が浸水するなど、幾度となく浸水被害が発生している。

さらに近年では、平成 29 年 7 月と 8 月の二度にわたり、前線による大雨により氾濫が発生し、秋田市や大仙市などにおいて多数の家屋浸水、交通網の寸断、孤立集落などが発生し、令和 5 年 7 月の洪水では、県管理河川において堤防決壊や橋梁の崩壊、堤防越水、溢水等による浸水被害の発生や、令和 7 年 8 月洪水においても、県管理河川の堤防越水が発生するなど、雄物川流域では水害が頻発し、甚大な被害が発生している。

このようなことから、水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）に基づき、雄物川流域の全自治体である５市２町１村（秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村）と秋田県、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局により、平成 28 年 5 月 31 日に「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立し、ハード・ソフト対策を一体的かつ、計画的に推進してきた。

本協議会では、雄物川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、他地域の浸水被害も踏まえ、以下の課題を抽出した。

〇広範囲かつ長期間にわたる浸水被害による多数の孤立者、交通網の寸断
〇夜間の急激な水位上昇時における情報伝達のあり方
〇住民の水害に対する防災意識の低下

この課題に対し本協議会においては、『一旦氾濫すると長時間の浸水になり、各支川が合流する毎に急激な水位上昇がある雄物川における大規模水害に対し「動かす・ねばる・戻す」ことにより「氾濫被害の最小化」を目指す』ことを目標とし、河川管理者である国、県や水防活動、避難指示の発令等を担う市町村が一体となって行う減災の取組方針を整理し、令和 3 年 3 月に新たな 5 年間の目標とする「雄物川の減災に係る取組方針」をとりまとめた。

令和7年度は、前回のとりまとめから5年が経過することから、近年の洪水による被害を踏まえ、これまでの取組方針に対し、継続実施する施策や新たに必要とする施策等を反映し、令和12年度まで行う「雄物川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）についてとりまとめた。

■ハード対策としては、
- 洪水氾濫を未然に防ぐ対策として、堤防整備や河道掘削などを推進
- 避難行動等に資する対策として、河川や浸水状況の監視強化及び予測の高度化や排水活動に資する基盤等の充実化　　など

■ソフト対策としては、
- タイムラインを活用したロールプレイング等のリアリティのある防災訓練の実施
- 水防団等との合同巡視及び点検の実施
- 水害リスクを共有するための教育機関等と連携した防災教育の実施
- 想定最大規模の洪水での避難計画を考慮したハザードマップの周知
- 住民の避難情報に関する意識調査などを実施し、取組方針へ反映
- 水防活動が迅速に対応出来るように流域内の関係機関が防災情報を共有できる体制を整備
- 排水計画の作成及び訓練の実施
- 適切な避難行動のための地域住民への啓発の充実化
- 避難を促すための避難所施設の早期立ち上げ・充実化
- 水害リスク情報の充実化　　など

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

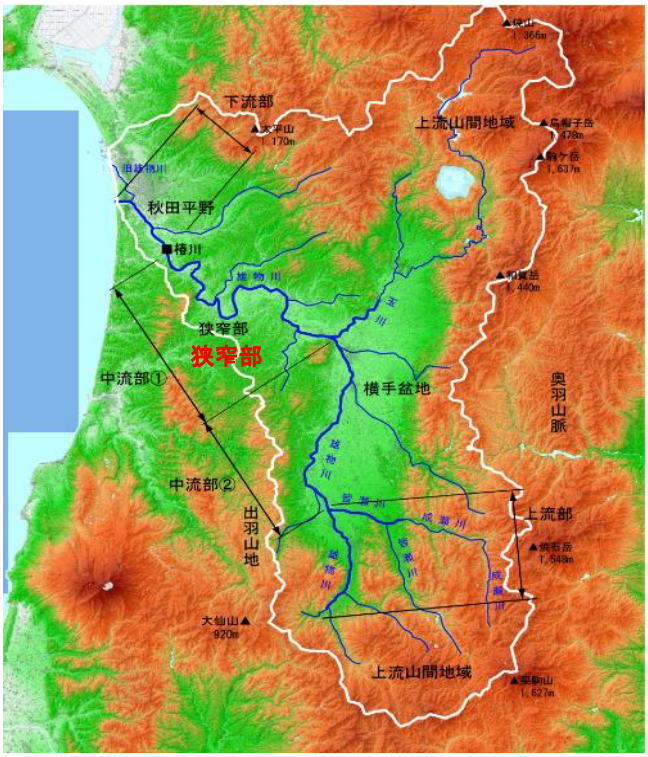
2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
秋田市※	市　長
横手市※	市　長
男鹿市	市　長
湯沢市※	市　長
潟上市	市　長
大仙市※	市　長
仙北市※	市　長
三種町	町　長
五城目町	町　長
八郎潟町	町　長
井川町	町　長
大潟村	村　長
美郷町※	町　長
羽後町※	町　長
東成瀬村※	村　長
農林水産省　東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所※	所　長
国土交通省　東北運輸局　鉄道部※	部　長
気象庁　秋田地方気象台※	台　長
東日本旅客鉄道株式会社　秋田支社※	支社長
東北電力株式会社　秋田発電技術センター※	所　長
秋田県　総務部※	危機管理監
秋田県　農林水産部※	部　長
秋田県　建設部※	部　長
国土交通省　東北地方整備局　秋田河川国道事務所※	所　長
国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所※	所　長
国土交通省　東北地方整備局　玉川ダム管理所※	所　長
国土交通省　東北地方整備局　成瀬ダム工事事務所※	所　長

※は雄物川水系構成機関

3. 雄物川の概要と主な課題

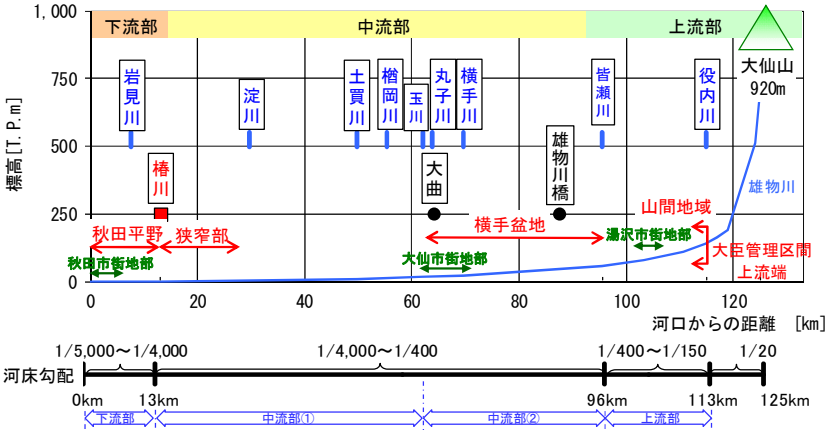


■地形的特徴等

雄物川では、上流部は河川勾配が急なため、降雨後に河川の水位が急激に上昇する。一方、中流部から下流部にかけては、勾配が緩やかになり、合わせて狭窄部があるため、洪水が流れにくいという特徴がある。

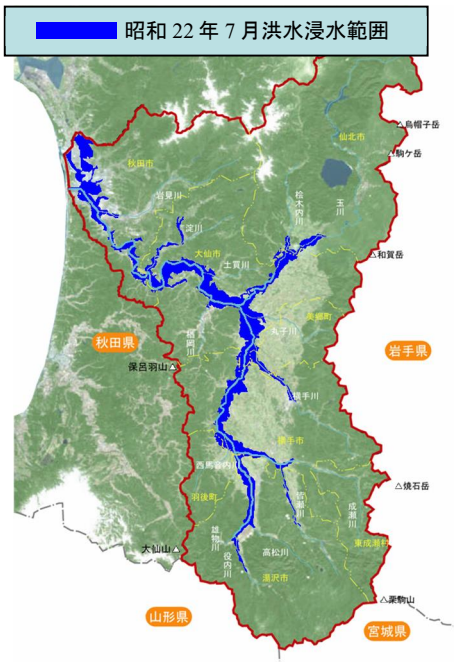
また、上流部と中流部では、一旦堤防が決壊すると山付けや支川堤防によって閉鎖された貯留型の氾濫で、長時間の浸水被害となる。

特に、合流点上流の本川よりも大きな流域面積を持つ皆瀬川、雄物川流域全体の約 3 割の流域面積を持つ玉川の合流後は、洪水時に水位が急上昇する特性がある。



■過去の被害状況と水防活動

昭和 22 年 7 月洪水では、各地で 200㎜ を超える豪雨となった。そのため、旧大曲市（現大仙市）の市街地全域が浸水するなど氾濫区域が流域平地部の 60%に及び死者 11 名、流失・全壊戸数 308 戸、浸水家屋 25,361 戸等の甚大な被害が生じた。



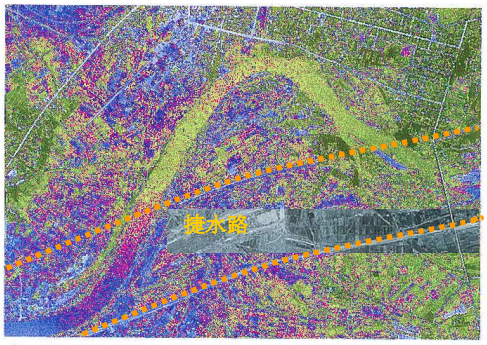


S22.7洪水時の被害状況（横手市：旧大雄村）



S22.7洪水時の被害状況（横手市増田地区）

この水害を受け、旧大曲市（現大仙市）の雄物川の蛇行部分を直線化する捷水路工事に昭和 28 年より着手し、昭和 44 年に完成している。



大曲捷水路改修工事中（昭和36年）



大曲捷水路完成後（平成22年）

昭和 62 年 8 月洪水では、秋田県内に断続的な強い雨が降り続き、雄物川流域の平均総雨量は約 180㎜ に達した。

この洪水により、無堤部の多い雄物川中流部を中心に、浸水家屋 1,574 戸等の甚大な被害が生じた。

一方で、旧中仙町（現大仙市）玉川左岸において、水防団による月の輪工を実施したほか、旧増田町（現横手市）成瀬川左岸においては、水防団による木流し工法により堤防の浸食を防ぐなど、適切かつ迅速な水防活動も行われた。



刈和野橋地点（大仙市）



玉川での水防活動（大仙市）

この水害を受け、旧西仙北町強首地区（現大仙市）においては、長大な堤防整備では完成まで長い年月を要してしまうため、早期に水害から地域を守ることができる輪中堤が地域住民協力のもと整備された。また、上流部では洪水の堰上げにより浸水被害が発生していた大久保（湯沢市、羽後町）、幡野弁天（湯沢市）、湯沢（湯沢市）、山田（湯沢市）の各頭首工（固定堰）を改築・統合し、可動堰とすることで洪水を安全に流す対策を実施している。



強首輪中堤（完成後）



大久保頭首工（改築前）



大久保堰（改築後）

平成 29 年 7 月洪水では、秋田県内は 7 月 22 日未明から雨が降り始め、23 日にかけて断続的に非常に激しい雨が降り、各地で 300㎜ を超える豪雨となった。そのため、無堤部が多い雄物川中流部を中心に、家屋の浸水や交通網の寸断、孤立集落の発生など甚大な被害が生じた。

この洪水では夜間において、急激に水位が上昇したことや雄物川の水位が上昇する前に各支川で氾濫するなど、迅速な対応が必要となった。



新波地区（秋田市）H29.7

平成 29 年 8 月洪水では、24 日朝から雨が降り、各地で 200㎜ を超える豪雨となった。そのため、無堤部において家屋の浸水被害が発生するなど 7 月に続いて短期間の内に二度の大きな洪水となった。



寺館大巻地区（大仙市）H29.7

この 7 月・8 月の浸水被害の緊急的な対応として、雄物川下流部及び中流部において、水位低減のための河道掘削や可能な限り迅速に家屋浸水リスクを低減させる輪中堤の整備、無堤部における堤防整備等の治水対策を、「雄物川河川激甚災害対策特別緊急事業」により実施し、令和 5 年度に完成している。



協和峰吉川地区（大仙市）H29.8

令和 5 年 7 月洪水では、秋田県を中心に記録的な大雨となり、24 時間雨量は多いところで 300㎜ を超過した。局所的に長時間降雨が降り続いたため、秋田市周辺を中心に降雨が集中したことから、太平川や岩見川などの県管理河川を中心に外水氾濫と内水氾濫が発生した。この大雨では、中心市街地が浸水したことによる浸水状況の把握の難しさや、これまで浸水被害が少なかった地域に対し、避難情報を自分事としてとらえないため、避難行動に結びつかないなどの課題が浮き彫りとなった。



古川沿川の住宅地（大住地区）



太平川沿川の県道秋田昭和線（城東十字路付近）

令和 7 年 8 月洪水では、局所的に激しい雨が降り仙北市檜木内で総降水量 319㎜ を観測し、仙北市を流れる檜木内川が氾濫した。この大雨では、仙北市上桧木内地区に緊急安全確保が発令され、幸い人的被害は発生しなかったものの、急激な水位上昇のため避難が間に合わなかったり、指示前に避難所を開設したが自主的避難が進まなかったなどの課題が残った。



檜木内川の氾濫状況（宮田地区）

■主な課題

過去の洪水による主な課題

〇昭和 22 年 7 月洪水では、広範囲かつ長時間にわたる浸水により、多数の孤立者・交通網の寸断等が生じたこと。

〇昭和 62 年 8 月洪水では、夜間に水位が急激に上昇し、避難勧告等の情報が住民に対して十分に伝わらなかったこと。

〇平成 29 年 7 月・8 月洪水では、これまでに無く多くの住民へ避難勧告等の情報を様々な方法で発信・伝達し、一部の住民については避難したが、まだ多くの住民の避難行動に結びつかなかったこと。

〇令和 5 年 7 月洪水では、浸水状況の把握の難しさや、これまで浸水経験が少ない箇所では避難行動に結びつきづらくなっていること。

〇令和 7 年 8 月洪水では、大雨による河川の急激な水位上昇に避難が間に合わなかったり、自主避難が進まなかったこと。

今後、堤防決壊を含む大規模な氾濫が発生した場合に想定される主な課題

◎雄物川では昭和 62 年洪水から 30 年、昭和 22 年洪水からは 70 年も経過していることから、住民の水害に対する危機意識が低下しており、的確な避難行動が困難。

◎近年の洪水の避難状況を踏まえると、大規模な氾濫が発生した場合、現状では避難情報の発信が必ずしも住民の確実な避難行動につながらない恐れがある。

◎また、各行政担当者においても近年の洪水を踏まえ、住民のより確実な避難につながる更なる取り組みが求められている。

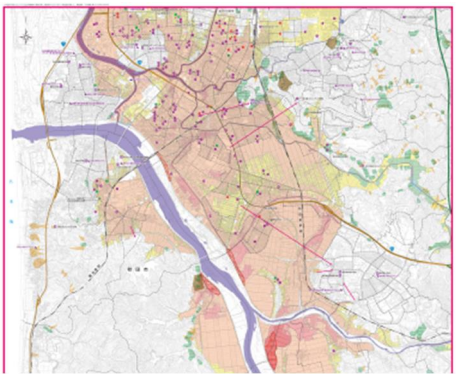
◎上下流バランスを保ちながら堤防等の整備を進めているものの、堤防未整備箇所や堤防高が不足している箇所など洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。

4. 現状の取組状況及び課題

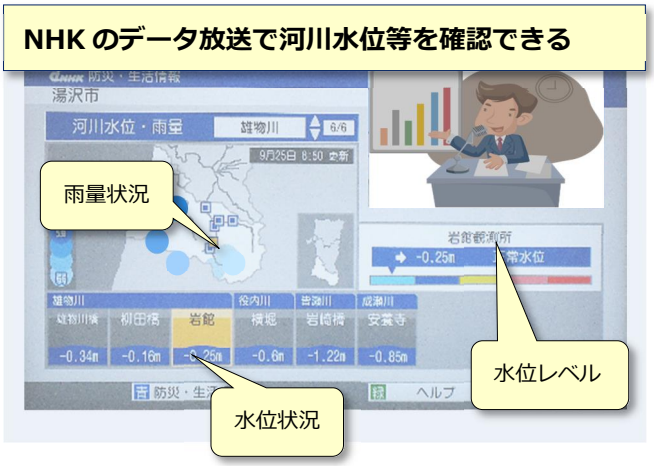
雄物川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難誘導の現状と課題

□現状
・避難指示の発令判断の目安となる洪水予報を秋田地方気象台と国土交通省秋田河川国道事務所、湯沢河川国道事務所が共同で実施しており、災害発生のおそれがある場合は、秋田河川国道事務所長・湯沢河川国道事務所長・玉川ダム管理所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を行い、プッシュ型でリエゾンを派遣している。
・防災行政無線による避難指示等の放送、登録型メール配信サービスによる災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、WEBやデジタル放送等による河川水位・ライブ映像等の情報発信、報道機関への情報提供を実施している。
・平成 28 年 6 月 10 日、令和 2 年 3 月 27 日に国管理区間における想定最大の浸水想定区域図を公表し、関係自治体に通知し、自治体はハザードマップを作成・公表している。
・避難計画が作成されていない要配慮者利用施設がある状況にある。
・令和 5 年 3 月 1 日から河川情報のプッシュ型メール配信サービス「あきた河川(かわ)メール」を開始し、令和 6 年 5 月 31 日からは県公式 LINE での配信も開始している。



洪水ハザードマップ（秋田市）
ポータルサイトURL：http://disaportal.gsi.go.jp



デジタル放送での河川情報の配信

■課題	
・夜間の急激な水位上昇に対し、避難指示等の発令のタイミング・判断に苦慮している。	1
・住民の防災意識の低下及び行政担当者の経験不足により、住民への情報伝達が十分にできないおそれがある。	2
・各種防災情報の周知不足や住民の防災意識の低下により、住民自ら積極的な防災情報の入手がされていない。	3
・浸水想定区域内に避難所があることや浸水想定区域内を通らないと避難所に行けない地域があるため、洪水時には消防団や消防職員、警察等による適切な避難誘導が必要である。	4
・要配慮者利用施設において、迅速な避難が確保できていない恐れがある。	11
・住民が避難情報をはじめ各種防災情報を認知しても、避難行動に結びつかない恐れがある。	12
・内水氾濫を含めた浸水状況の把握や、断続的な大雨を踏まえた河川の水位上昇の予測などが求められている。	13
・浸水が少なかった箇所での浸水など、浸水経験が少ない箇所での避難行動の重要さや、自分事化の啓発の強化などが求められている。	14
・大雨による河川の急激な水位上昇や避難時間の確保、避難の時間帯等を踏まえた避難行動が求められている。	15

② 氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の現状と課題

□現状
・水防活動に必要な河川水位等の情報は、県や国等のシステムや巡視から収集している。
・出水期前に自治体、水防団等と合同で巡視及び水防訓練を実施している。
・水防団員が水防活動の他、避難誘導等の任務も担っている場合がある。
・令和 4 年 12 月 23 日、雄物川水系雄物川　多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（暫定版）を公表している。

■課題	
・上流域や内水の情報がリアルタイムで入手できず、対応に遅れが生じるおそれがある。	5
・水防団員の減少・高齢化に伴い、水防技術が伝承されないおそれがある。	6
・水防資機材の備蓄、更新がされておらず、適切な水防活動ができないおそれがある。	7
・既存ダムでは、下流域等の情報を入手し、柔軟な運用を行ってきているが、情報共有の体制は必ずしも効率的なものとなっていないおそれがある。	8

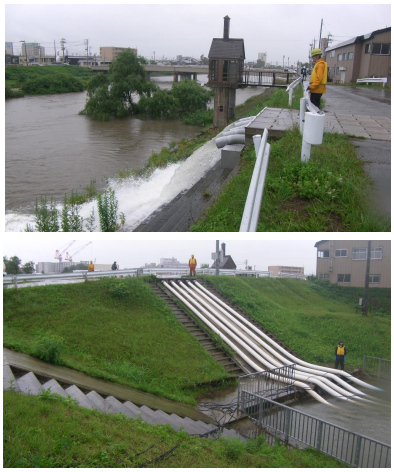


美郷町での水防訓練（川倉工）

③ 日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動の現状と課題

□現状
・洪水時の樋管及び排水機場等の操作は、操作規則を定めて操作を実施している。
・排水施設・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。
・浸水想定区域図を基に、市町村庁舎や災害拠点病院等へのアクセス道路の浸水深、浸水継続時間等を関係機関に説明している。

■課題	
・大規模氾濫時の浸水によって、既存排水施設が正常に稼働しないおそれがある。	9
・大規模氾濫時には、庁舎や災害拠点病院等の重要施設を含め、住民生活や地域社会の機能が低下・停止することが懸念される。	10
・排水能力を上回る大雨により、浸水被害が少なかった箇所での内水氾濫等による浸水被害が発生するなどの恐れがある。	16



排水ポンプ車による排水状況
（大仙市浜町地区）

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

雄物川は、これまで幾度となく水害が発生し、その降雨特性や地形特性により一旦氾濫すると浸水が長期化する。また、洪水特性の異なる支川が交互に合流し、降雨によっては急激な水位上昇が生ずるため、迅速な防災行動が求められる河川であることから、今後、発生しうる大規模水害に対し『動かす・ねばる・戻す』ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。

◯動かす・・・・・・「避難しなくても大丈夫」という行政・住民の気持ちを動かし、住民を避難へと動かす。

◯ねばる・・・・・・安全な場所まで逃げる時間を稼ぐ水防活動で、ねばる。

◯戻す・・・・・・・・地域社会を一日でも早く元の状態に戻す。

【目標達成に向けた 3 本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を継続実施する。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難の誘導
②氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化
③日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1）ハード対策の主な取組

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

ハード	主な取組項目	目標時期	取組機関
1	＜雄物川＞ ・外水、内水氾濫の防止 ・治水機能の強化、維持	継続実施	市町村 秋田県 東北地整

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

ハード	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
2	・河川や浸水状況の監視強化及び予測の高度化	1,5,13	継続実施	市町村 秋田県 東北地整
3	・排水活動に資する基盤等の充実化	9,16	継続実施	市町村 秋田県 東北地整
4	・庁舎や排水機場等の耐水性の確認・対策（耐水化・BCP 等ソフト対策を含む）	9,10	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台 東北地整

２）ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

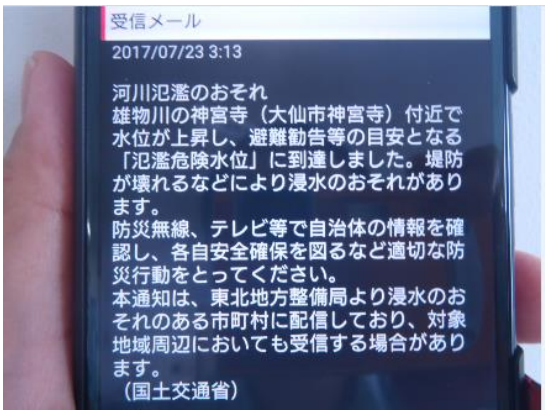
・・・

■発災時の迅速かつ確実な避難に関する取組

動かす	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
6	・住民の避難行動に着目した各市町村のタイムラインの運用及びマイタイムラインの周知及び作成支援	1, 2, 4	継続実施	市町村
7	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域（雄物川・玉川・丸子川・横手川・皆瀬川・成瀬川）の公表 ・適切な土地利用の促進	2, 3, 4	継続実施	市町村 秋田県 東北地整
8	・住民の主体的避難を促す情報伝達手段の拡充（メール、ラジオ、WEB・アプリ、SNS 等）	2, 3	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台 東北地整
9	・想定最大規模の洪水での避難計画を考慮したハザードマップの周知及びまるごとまちごとハザードマップの推進	2, 3, 4	継続実施	市町村
10	・住民の避難情報に関する意識調査などを実施し、取組方針へ反映	2, 3 12	継続実施	市町村 東北地整
11	・避難を促すための避難所施設の早期立ち上げ・充実化	15	令和8年度から順次実施	市町村



SNS（facebook）を利用した情報提供（秋田市）



エリアメールによる情報提供（大仙市）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【ねばる】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

② 氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組

ねばる	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
1	・流域内の関係機関が防災情報を共有できる体制を整備	5	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台 東北地整
2	・関係機関が連携した水防訓練・水防団同士の連絡体制の再確認の実施	6	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台 東北地整
3	・重要水防箇所の合同巡視 ・水防資機材の保有状況の確認	6, 7	継続実施	市町村 秋田県 東北地整
4	・水害リスク情報の充実化	14	令和 8 年度から順次実施	東北地整



重要水防箇所の情報共有のための合同巡視（秋田市）



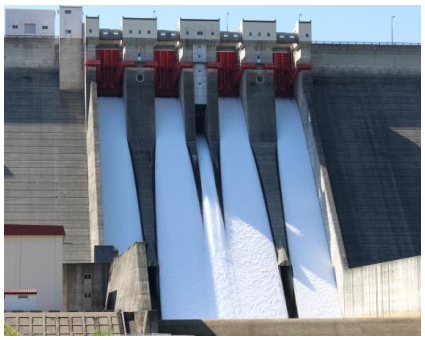
合同水防訓練（湯沢市・羽後町・東成瀬村）

■既存ダムを最大限活用した防災体制の強化に関する取組

ねばる	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
5	・既存ダムが柔軟な対応ができるように、予測も含めたより広域的な下流域の情報を共有できる体制を整備	8	継続実施	市町村 秋田県 東北農政 秋田地方気象台 東北電力(株) 東北地整



雄物川流域のダム位置図
（秋田県河川砂防情報システムより）



玉川ダムの試験放流の様子

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【戻す】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③ 日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

戻す	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
1	・排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害を想定した氾濫時の緊急排水計画（案）を作成	10	継続実施	市町村 秋田県 東北地整
2	・関係機関と連携したリアリティのある水防・排水訓練の実施	10	継続実施	市町村 秋田県 東北地整



排水ポンプ車による排水作業（大仙市）



排水ポンプ車操作訓練状況（大仙市，福部内川）

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

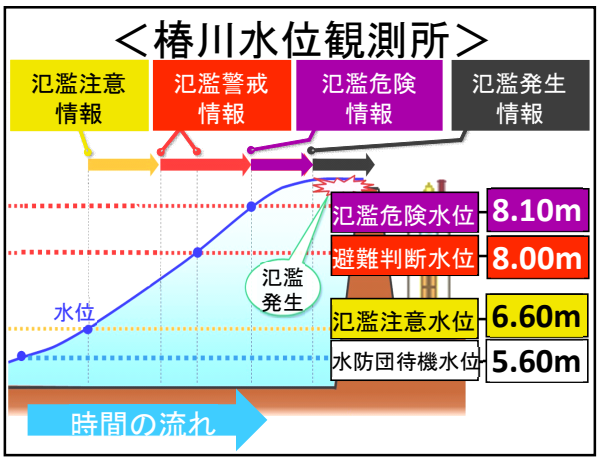
原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

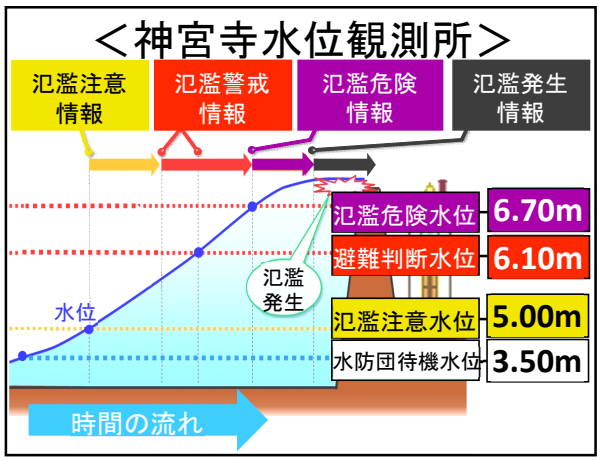
＜参考＞

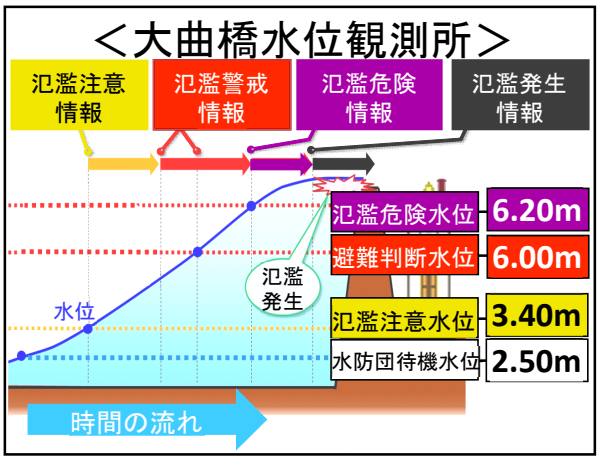
○　国管理の水位観測所

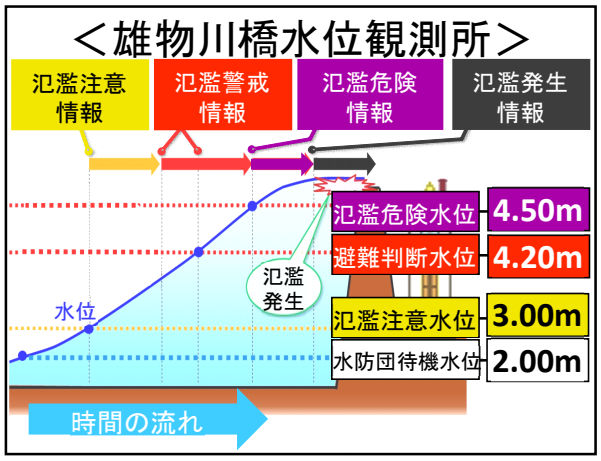
タイムライン（防災行動計画）の目安となる雄物川水系観測所の基準水位

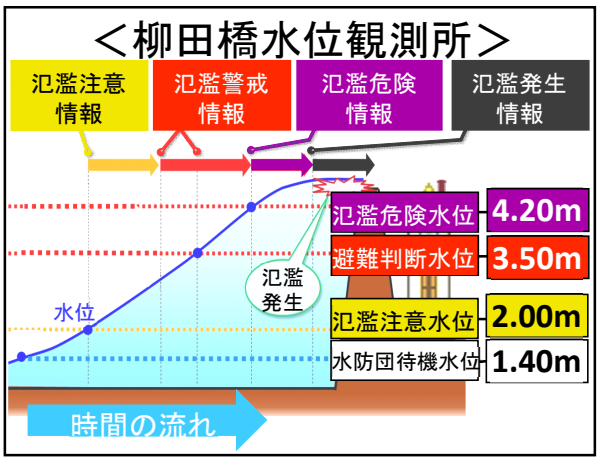
雄物川

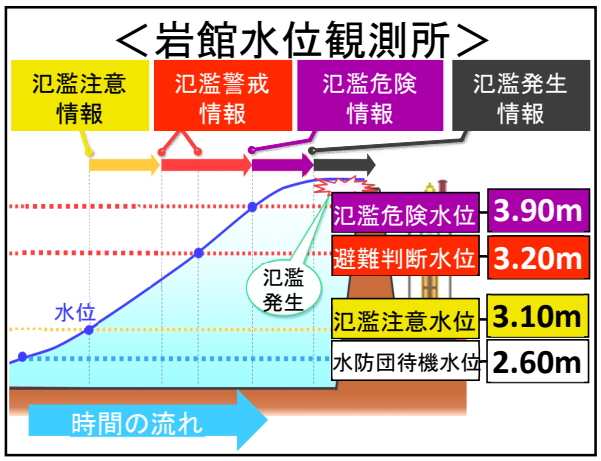






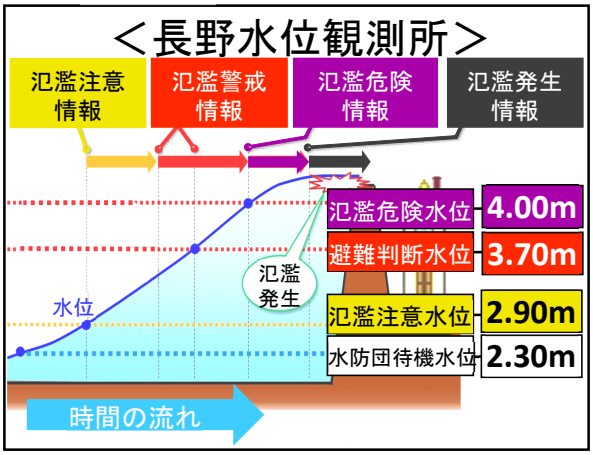






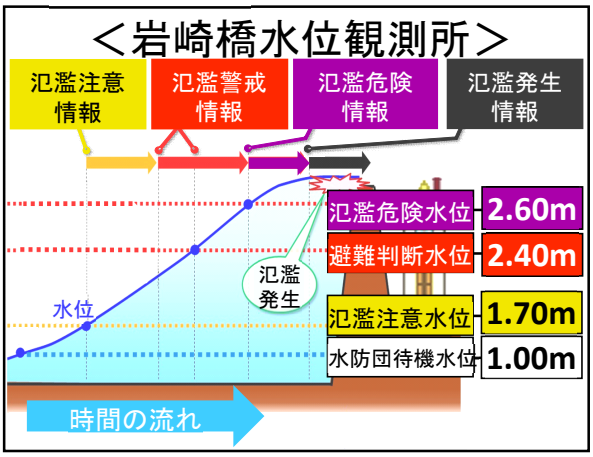
※雄物川は洪水予報河川

玉川



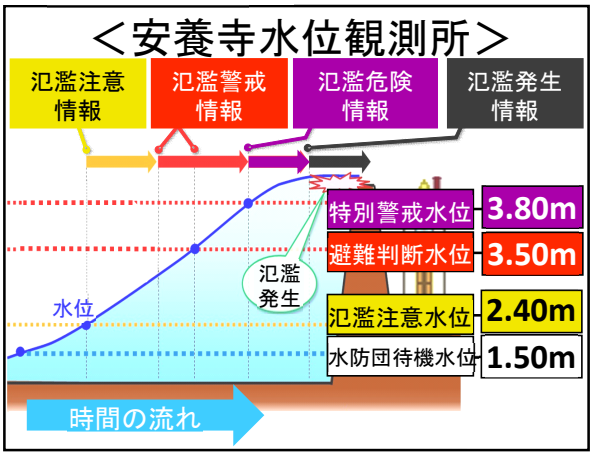
※玉川は洪水予報河川

皆瀬川



※皆瀬川は洪水予報河川

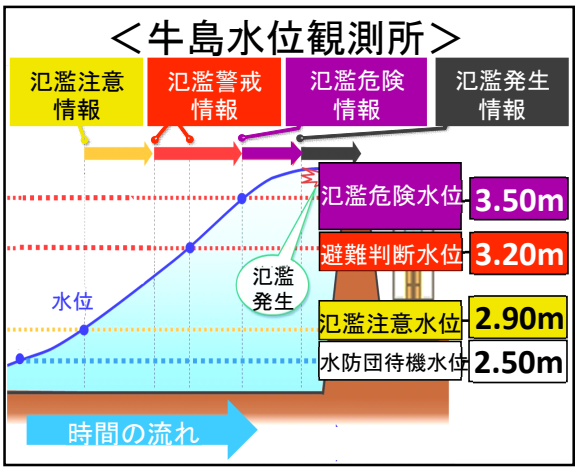
成瀬川

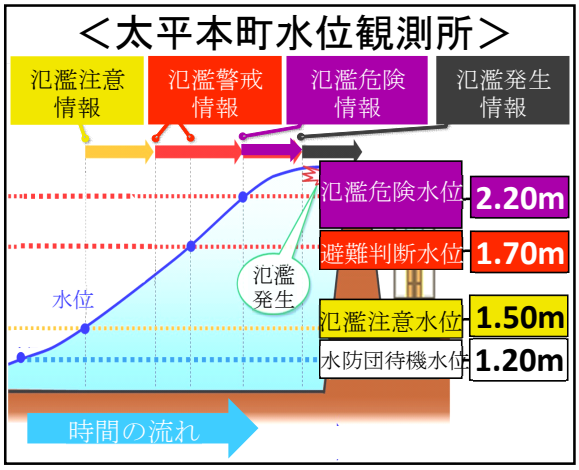


※成瀬川は水位周知河川

○　県管理の水位観測所

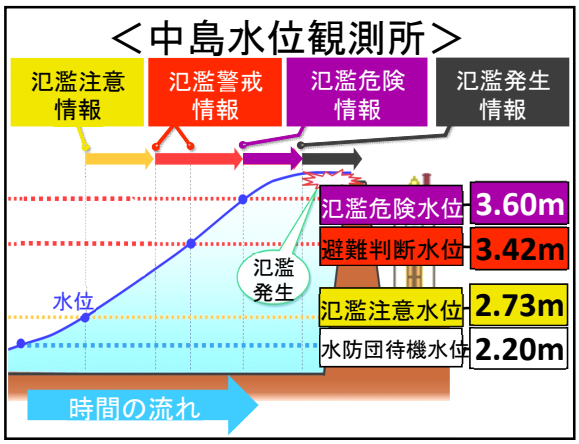
太平川





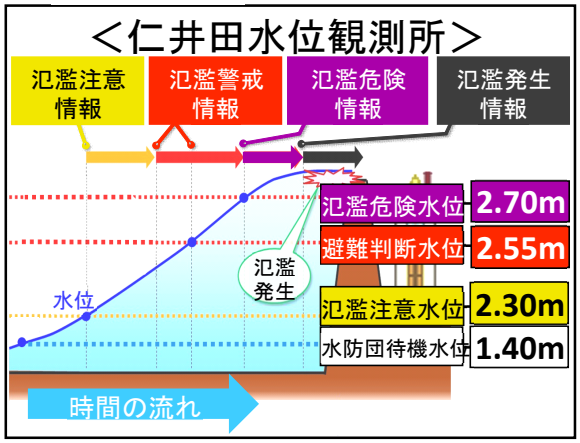
※ 太平川上流は水位周知河川
太平川下流は洪水予報河川

旭川



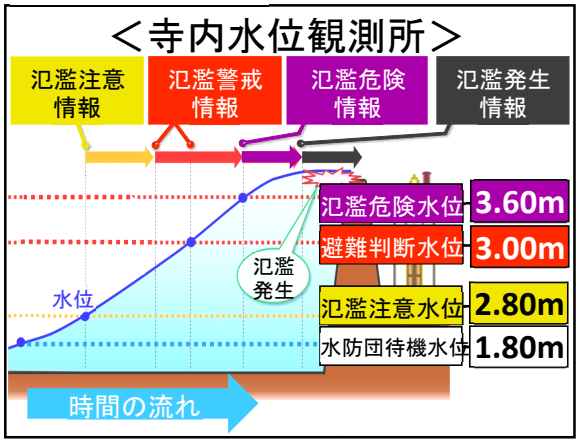
※旭川は水位周知河川

猿田川



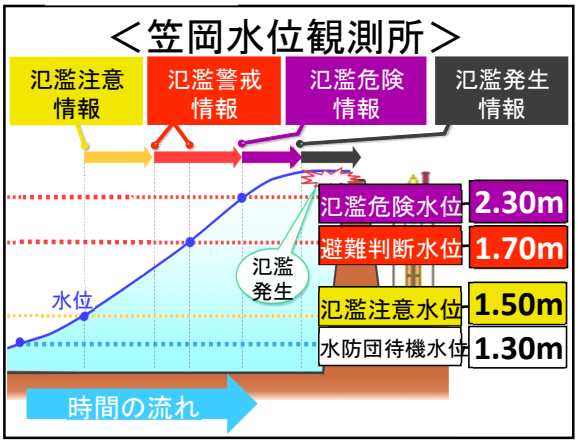
※猿田川は水位周知河川

草生津川



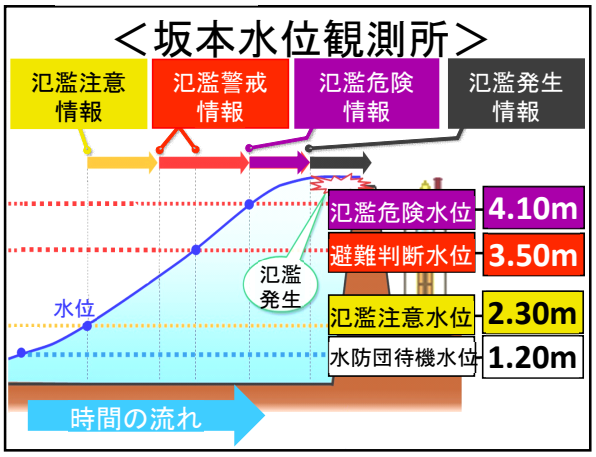
※草生津川は水位周知河川

新城川



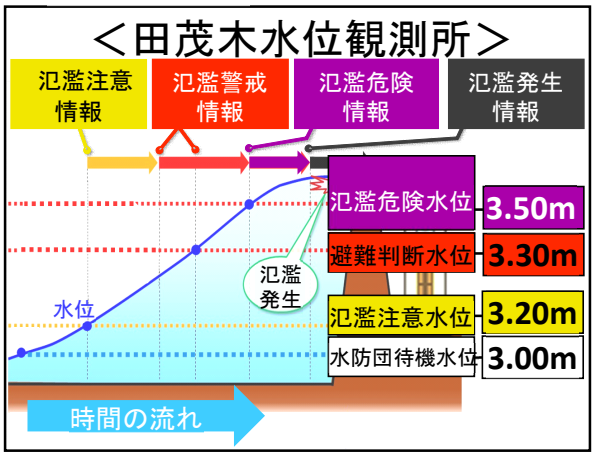
※新城川は水位周知河川

岩見川



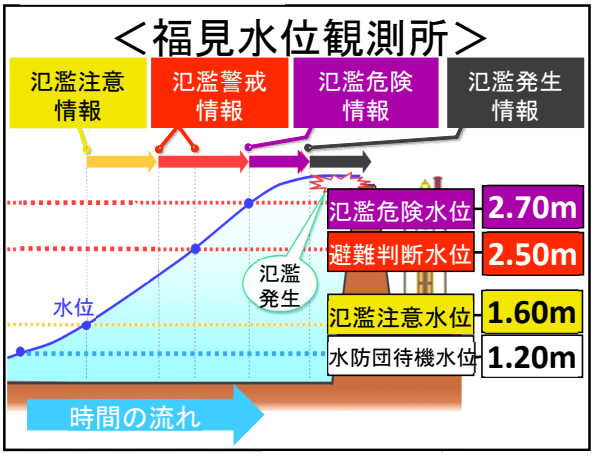
※岩見川は水位周知河川

丸子川



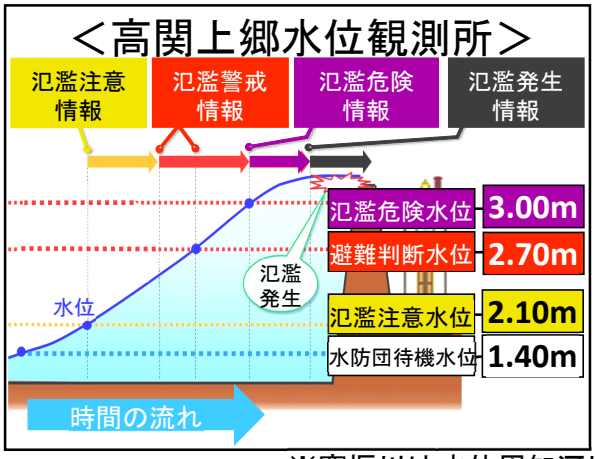
※丸子川は水位周知河川

福部内川



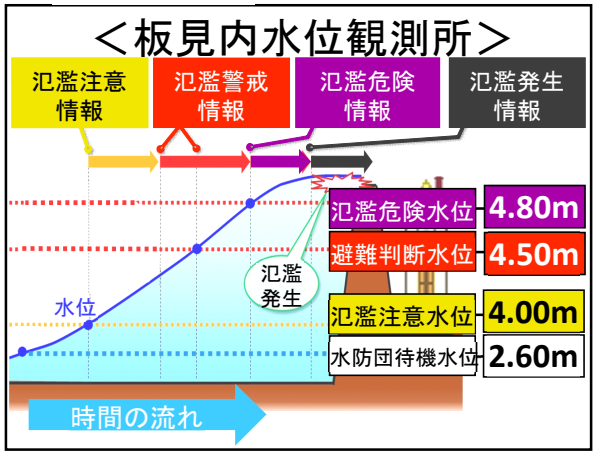
※福部内川は水位周知河川

窪堰川



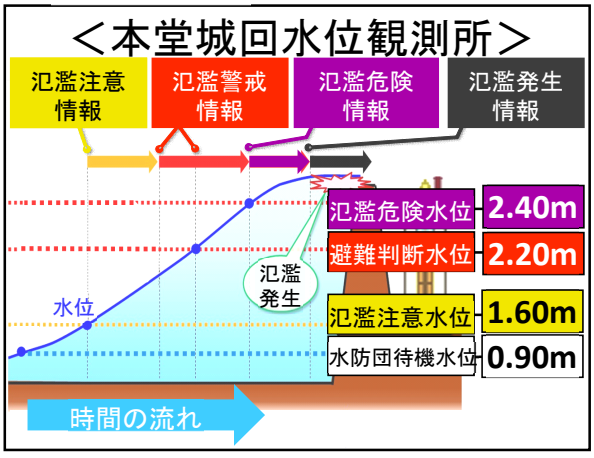
※窪堰川は水位周知河川

川口川



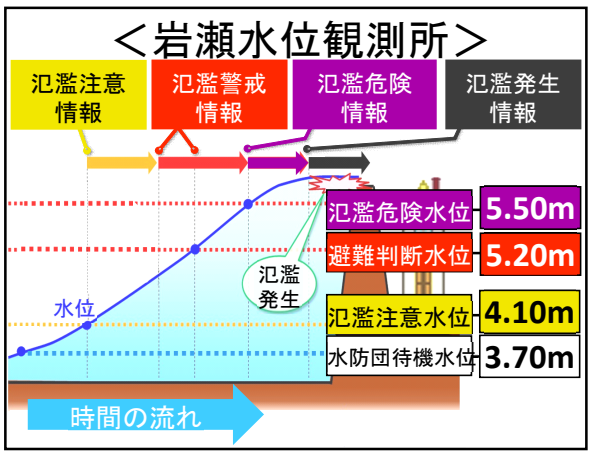
※川口川は水位周知河川

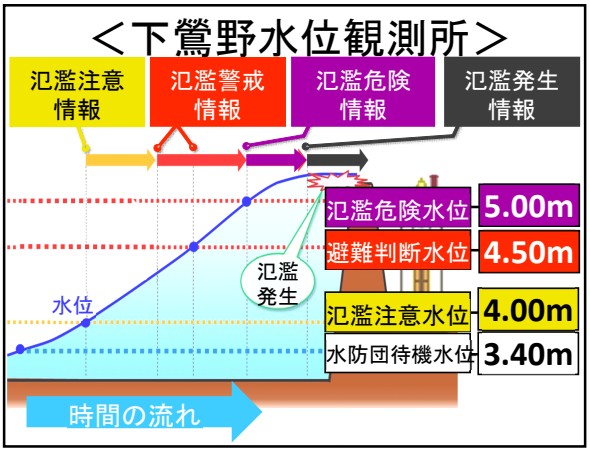
矢島川



※矢島川は水位周知河川

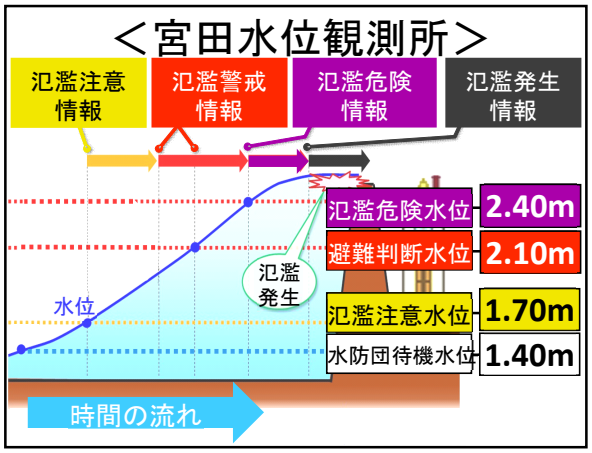
玉川

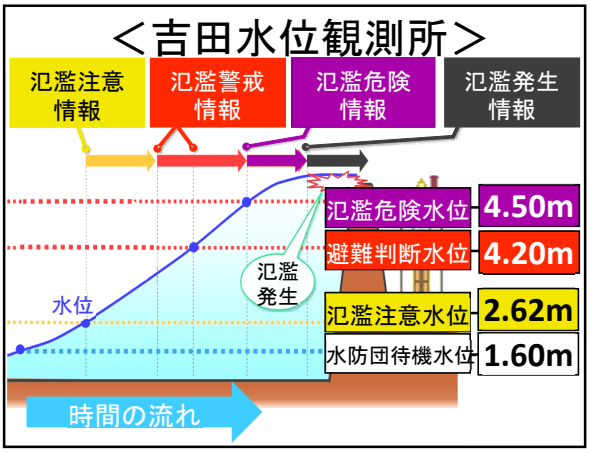


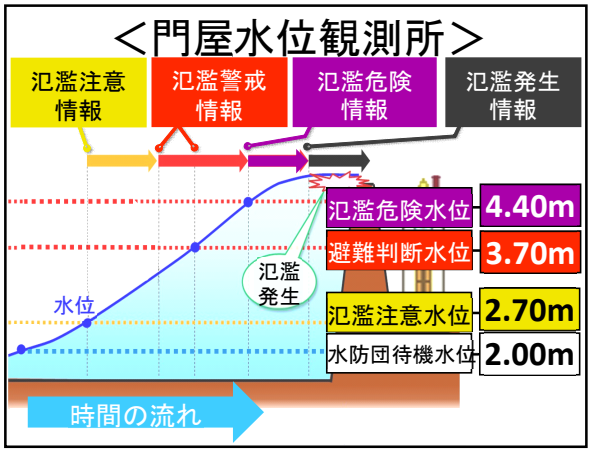


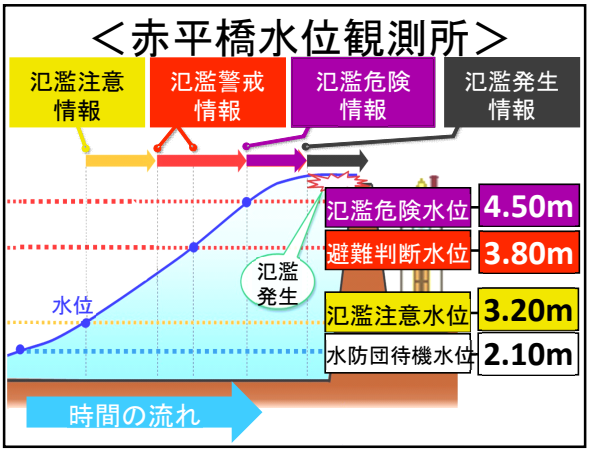
※玉川は水位周知河川

檜木内川



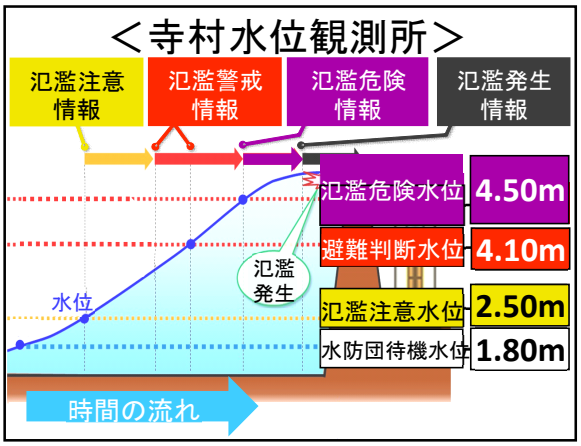


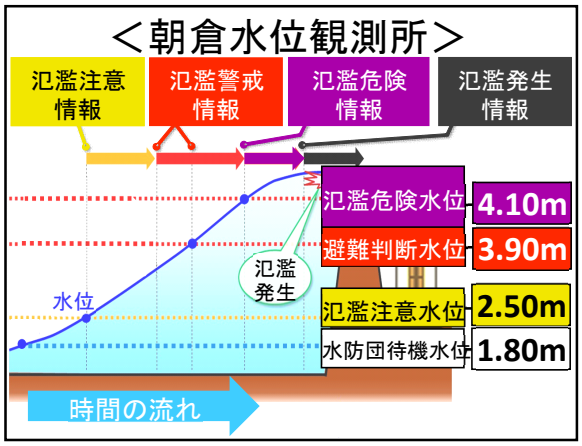




※檜木内川は水位周知河川

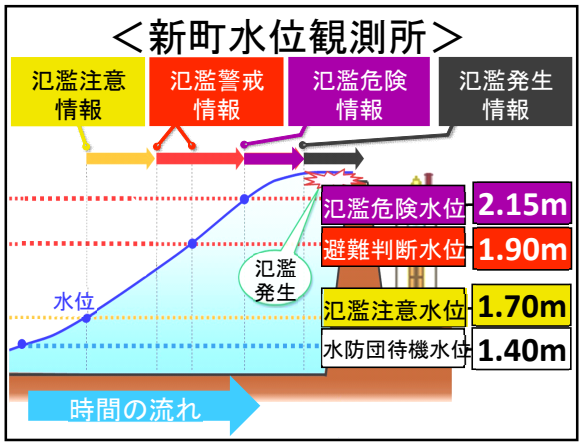
横手川





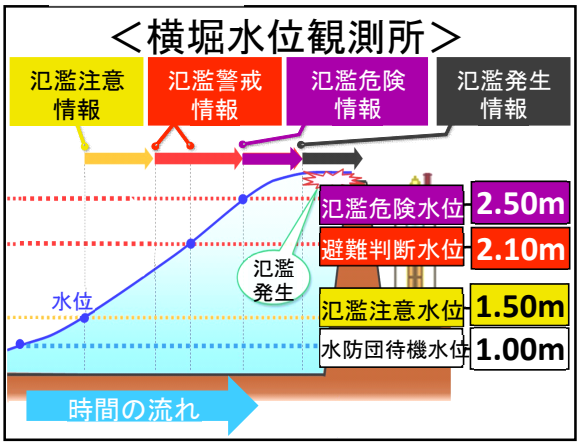
※横手川は水位周知河川

斉内川



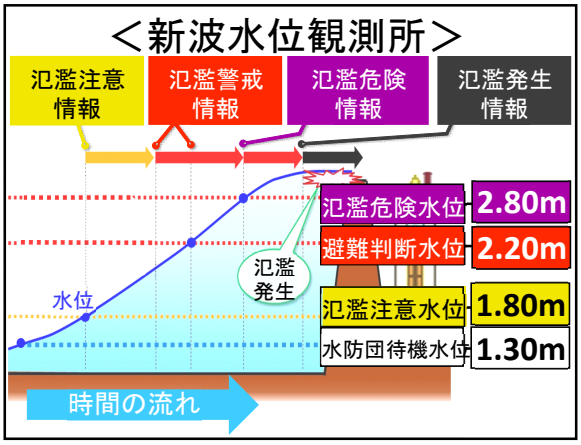
※斉内川は水位周知河川

役内川



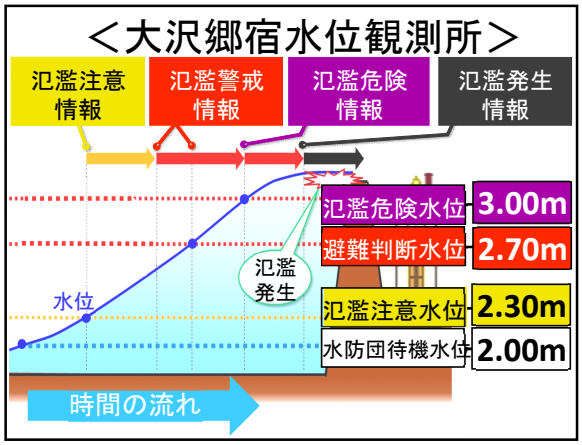
※役内川は水位周知河川

新波川



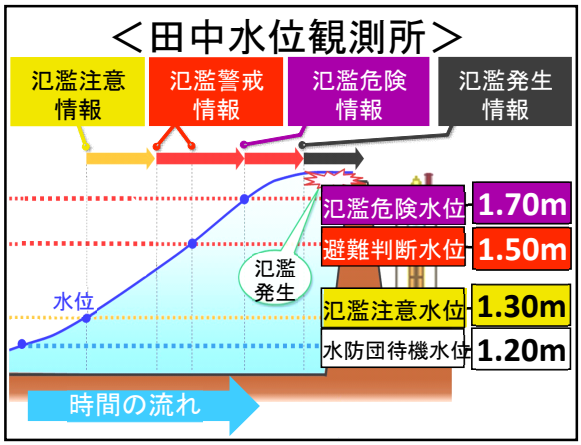
※新波川は水位周知河川

大沢川



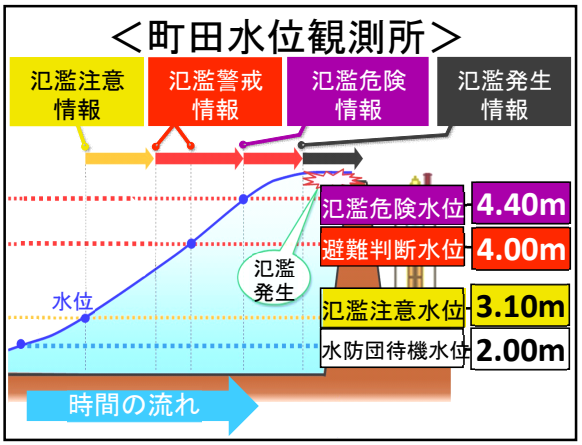
※大沢川は水位周知河川

入見内川



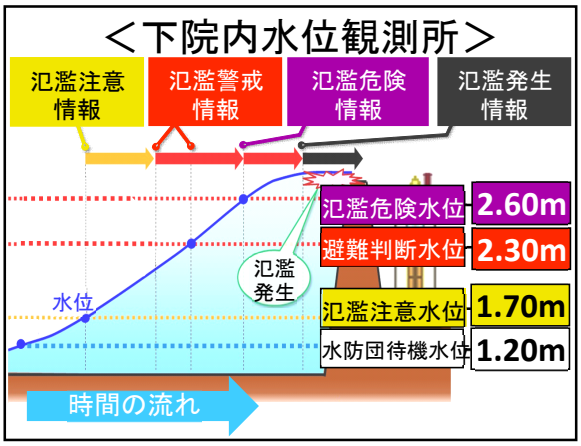
※入見内川は水位周知河川

上溝川



※上溝川は水位周知河川

雄物川

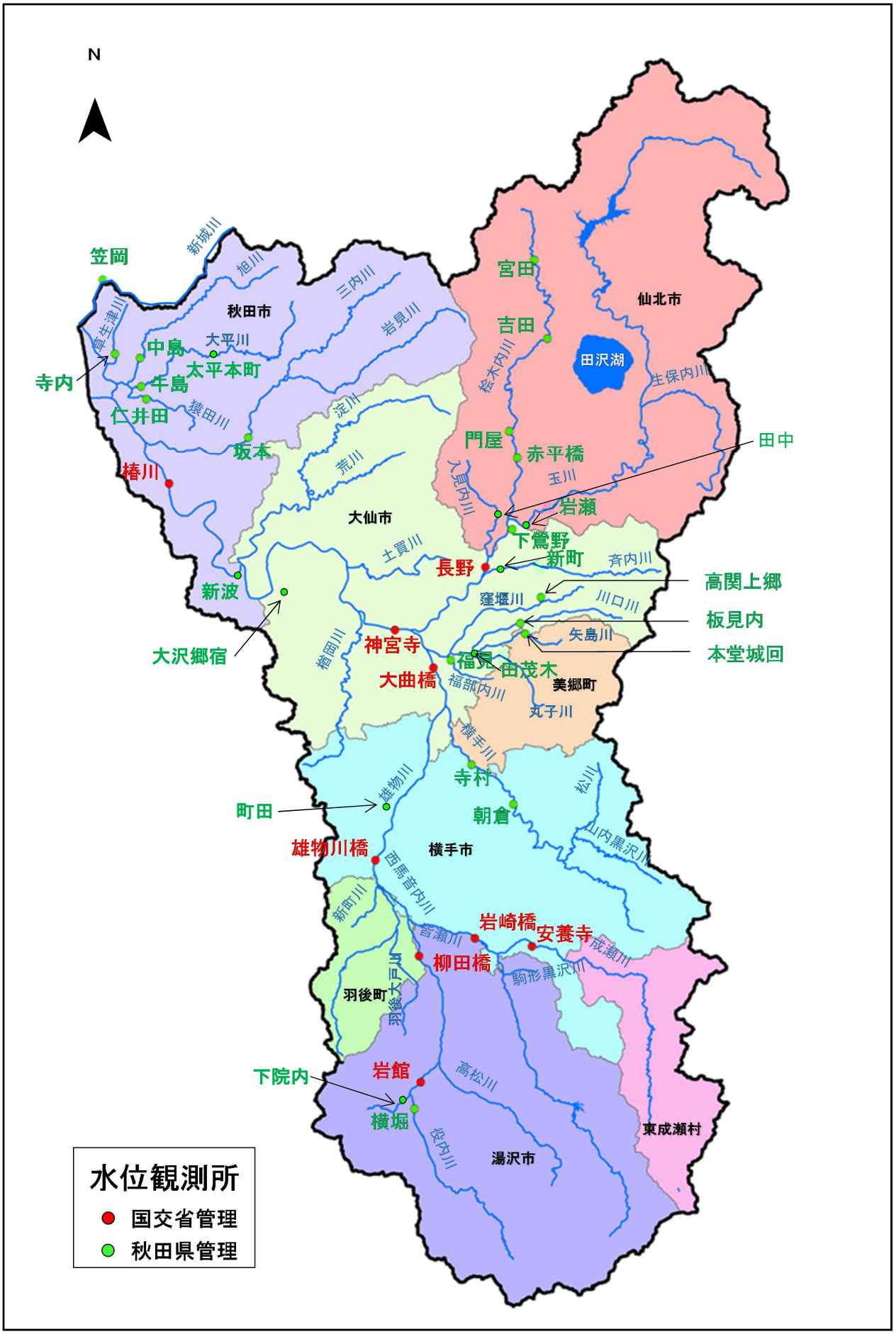


※雄物川は水位周知河川

○基準水位の説明

氾濫危険水位 ※特別警戒水位	・河川の増水により家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れのある水位 ・市町村長の避難指示発令の目安 ・住民の避難判断の目安
避難判断水位	・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位 ・市町村の高齢者等避難発令の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
氾濫注意水位	・水防団の出動の目安となる水位
水防団待機水位	・水防団が出動するために待機する水位

※特別警戒水位：水位周知河川において、氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、基本的には危険水位に相当する水位



雄物川流域の水位観測所位置図